児童養護施設・乳児院等における専門的支援の充実に向けた 人材確保及び職員配置について

社会的養護については、里親による家庭養育を中心に進められているが、施設養護も重要な役割を担っており、各自治体はそれぞれが策定した都道府県等社会的養育推進計画に基づき、施設における体制整備の強化や専門的支援の充実等に取り組んでいるところである。

児童養護施設や乳児院等には、虐待を受けた子どもや様々な課題を抱える児童への養育を行うため、保育士や児童指導員、心理療法担当職員など専門職が配置されているが、これらの職員はその専門性から多方面でニーズが高まっており、都市部を中心として人材の確保に苦慮している実態がある。例えば保育士については、認可保育所等の保育士と比較し、夜勤などの不規則勤務や人手不足により長時間労働が発生する等、労働環境が過酷である上、経験年数による加算などの処遇面で劣っていることも要因であると考えられる。

国は、「新しい社会的養育ビジョン」などにおける社会的養育のあり方として、施設においても「できる限り良好な家庭的環境」において養育を実現するとともに、高度なケアニーズに対応するなど施設の専門性の向上を求めているが、そのためには、施設職員の人材確保・育成・定着を図るとともに、適正な職員配置が必要不可欠である。

ついては、児童養護施設や乳児院等における専門的支援の充実に向けた人材確保及び職員配置について、次のとおり要望する。

1 人材確保・育成等に対する支援の一層の充実を図るとともに、 多様な専門職や専門性の高い職員を継続的に配置できるよう 国において児童養護施設や乳児院等の職員に対し、社会的養護 処遇改善加算の増額や宿舎借上制度の創設等を行うこと。 2 施設の高機能化を目指すにあたり、ケアニーズの高い児童等が施設におけるケアを適切に受けることができる環境を整備し、職員の過酷な労働環境を少しでも緩和するため、現行の各施設種別における職員配置基準を見直し、児童福祉施設保護措置費における事務費一般分保護単価の底上げや、職員配置改善加算の見直しを行うなど、体制強化への支援を行うこと。

令和3年 月 日

厚生労働大臣 後藤茂之様

九都県市首脳会議

千 葉 市 長 座長 神 谷 俊一 埼玉県知事 大 野 元 裕 千葉県知事 熊 俊 人 谷 東京都知事 小 百合子 池 岩 神奈川県知事 治 黒 祐 横浜市長 春 Щ 中 竹 川崎市長 福 田 紀 彦 さいたま市長 清 水 勇 人 相模原市長 本 村 賢太郎